

2 健介保第 2 4 0 号
令和 2 年 6 月 2 日

各高齢者施設 管理者様

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部介護保険課長

高齢者施設における新型コロナウイルス感染防止の継続について（依頼）

日頃は、本市の介護保険制度の運営にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

各施設におかれましては、これまで感染拡大防止策を講じながら事業の継続にご尽力いただいたところでございますが、政府の愛知県に対する緊急事態宣言については令和 2 年 5 月 1 4 日に解除され、愛知県独自の緊急事態宣言についても 5 月 2 6 日に解除となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大のおそれが完全になくなったわけではありません。特に高齢者については感染した場合の重症化リスクが高いとされていることから、高齢者施設管理者の皆様には、引き続き感染拡大の防止に努めていただく必要があります。

つきましては、貴施設におかれましても、下記事項に留意の上、適切な対応をお願いいたします。

記

1 基本的事項

各施設におかれましては、令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」及び令和 2 年 4 月 2 4 日付け事務連絡「介護サービス事業所によるサービス継続について」に基づき、引き続き感染防止にご留意いただきながら事業を継続いただくようお願いします。なお、NAGOYA かいごネットにも新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する事項等を取りまとめておりますのでご参照ください。

(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2020020300018/>)

2 人員基準等の臨時的な取扱いについて

これまで厚生労働省から発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」及びこれらについて本市が取りまとめたQ&Aの取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、随時更新を行いながら当面の間継続する見込みです。取扱いが変更される場合はNAGOYAかいごネットに掲載いたしますので、引き続きご確認くださいませようお願いいたします。

3 新型コロナウイルス感染者が出た場合の報告について

貴施設において新型コロナウイルス感染者が出た場合は、令和2年5月8日にNAGOYAかいごネットにてお知らせしましたとおり、感染者数の多寡にかかわらず、事故報告書（食中毒または感染症用）によりすみやかに本市へ報告いただきますようお願いいたします。

また、すでに感染し治癒に至った利用者又は職員がいる場合についても、事故報告が未済の場合は上記方法によりご報告ください。

(問合せ先)

名古屋市健康福祉局高齢福祉部
介護保険課指導係
電話 052-972-3087